


所管部課	学校教育部学校教育課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市奨学資金貸付条例施行規則を廃止する規則について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市奨学資金貸付条例、東大和市奨学資金貸付基金条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市奨学資金貸付条例、東大和市奨学資金貸付基金条例が廃止されたことに伴い、本規則を廃止した。</p> <p>(1) 施行日 平成28年4月1日（条例の施行日と同日）</p> <p>(2) 経過措置 引き続き償還事務等を従前どおり行えるように、経過措置を定める。</p> <p>(3) 影響及び効果 平成28年4月以降の償還金については、奨学資金返還金として、歳入処理をする。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年10月 8日 行政評価推進会議において、奨学資金貸付事業の最終評価を審議。</p> <p>平成27年10月16日 教育委員懇談会において、奨学資金貸付事業の「廃止」の方向性を説明。</p> <p>平成27年10月19日 行政評価推進会議からの報告を受け、奨学資金貸付事業の最終評価を市長が了承。</p> <p>平成27年10月30日 教育委員会定例会において、「条例廃止に係る意見の申出」議決。</p> <p>平成27年12月 1日 平成27年第4回市議会定例会において、条例廃止議決。</p> <p>平成28年 2月19日 教育委員会定例会において、規則廃止議決。</p> <p>・ 規則の案文は、文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>奨学金制度については、東京都の制度の周知徹底を図る。また、償還事務については、丁寧に進めていく。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。